

多賀城市立図書館読書通帳広告事業募集要領

1 事業概要

企業が印刷費を負担し、多賀城市が作成する広告入りの読書通帳を市内の子ども（中学生以下）に無償で配布する事業。

2 事業目的

第四次多賀城市子ども読書活動推進計画（計画年次：令和3年度～令和7年度）に基づく多賀城の未来を担う子どもの学びを推進する子どもの読書に関する活動の一環として、当該活動に賛同する市内民間企業の広告を掲載した読書通帳を、協働で作成することにより、もって子どもの読書活動の推進、地域経済の活性化及び本市の財源確保に貢献するものとする。

3 読書通帳の概要

(1) 名称

読書通帳

(2) 特徴

読書通帳機（株式会社内田洋行製）により、図書館で借りた図書の書名、貸出年月日等を記録できるもので、読書活動の推進に資する。

(3) 利活用について

本事業で作成する読書通帳は、事業目的に鑑み、市内在住の中学生以下の子ども達へ無償で配布することとする。

(4) 広告期間

作成された読書通帳の納品後、納品分配布終了まで

(5) 規格

形態等は金融機関等で一般的に用いられている通帳と同様とする。詳細は次のとおり。

ア サイズ

縦8.5センチメートル×横14.0センチメートル

イ 紙の材質

紙クロス

ウ 色合い

4色カラー刷り

エ ページ数

22ページ（表紙、裏表紙除く）

オ 記帳内容

貸出日、書名等

カ 記帳件数

216件（24件×9面）

(6) 広告掲載場所等

ア 掲載場所、掲載枠

読書通帳裏表紙、1枠

イ 広告内容

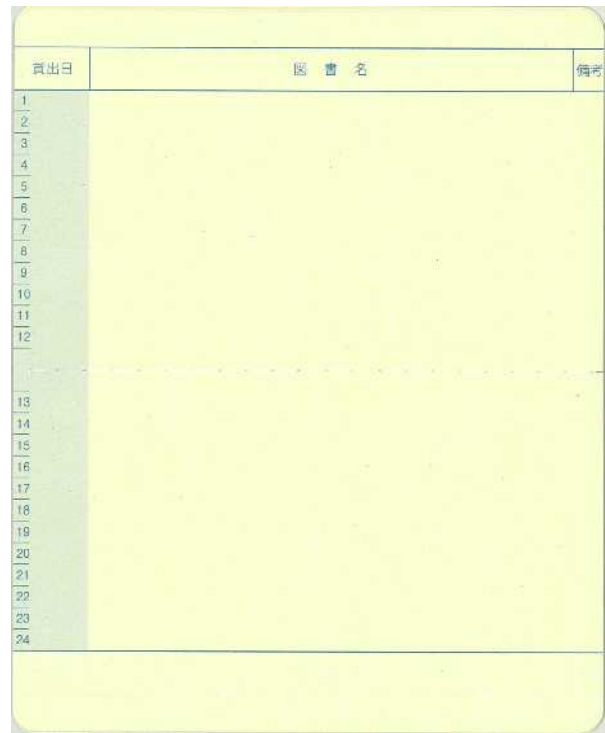
事業者の名称、企業ロゴ及び子どもの読書活動推進に係る文言

ウ 掲載サイズ

横6センチメートル、縦2.5センチメートル程度

※内容に応じて調整可能

(7) 通帳デザイン



表紙・裏表紙

記録面

※表紙、裏表紙は多賀城市独自のデザインを使用します。

3 申込者の資格要件

多賀城市内に本社または事業所が所在する事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする（2社以上での合同申請も可とする。）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市第47-6号）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないものであること。
- (4) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (5) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市告示第116号）第2条第4号、5号及び6号の暴力団等に該当しない者であること。
- (6) 本市で展開する子ども読書活動推進のための取組について、趣旨を十分に理解し、協力できること。
- (7) 多賀城市広告掲載基準（平成18年5月31日市長決裁）第5条第1項に規定する規制業種及び事業者には該当していないこと。

4 申込方法

(1) 受付期間

募集掲載日から令和5年9月29日（金）まで

(2) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式1） 1部

イ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式2） 1部

ウ 国税及び市税等に滞納がないことを証明する書類

（ア）国税 納税証明書（その3の3） 1部

（イ）県税 納税証明書（税目：全ての県税） 1部

（ウ）市税 市税の滞納がないことの証明書 1部

(3) 受付場所及び担当

〒985-8531

多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所5階

多賀城市教育委員会事務局生涯学習課生涯学習係

(4) 受付方法

上記受付場所へ郵送か直接提出（FAX、Eメール等の受付は不可とする。）

5 広告掲載等

(1) 広告掲載の基準

多賀城市広告掲載要綱第3条及び多賀城市広告掲載基準第6条及び多賀城市広告掲載基準の細目に関する要領の規定に該当することとする。

(2) 広告募集媒体数

1,000冊から2,000冊（発注は1,000冊単位）

(3) 参考見積額（印刷冊数により金額は変動します。）

約308,000円（1,000冊の場合）

(4) 返還について

納品された読書通帳は返還しないこととする。

(5) 広告掲載の決定

申込順に上記3の資格要件を満たしていることを確認の上、様式3により通知する。

(6) 広告原稿の提出

広告主は、市が指定する期日までに広告原稿（画像データを含む。）を提出するものとする。ただし、広告掲載時のレイアウトについては、市に一任するものとする。

広告原稿の提出は、市が指定する形式により行うこととする。

(7) 広告掲載の取消

広告の掲載を開始または継続することが適切でないと認められるときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

6 広告主の責務

(1) 広告主は、広告内容及びその他広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。

(2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

- (3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- (4) 広告主は、本事業における広告掲載を実施することにより生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡、又は継承してはならない。

7 その他

- (1) 提出された申込書類は返却しないものとする。
- (2) 提出後の申込書類の追加、差替え及び再提出は、認めないものとする。

8 問合せ先

〒985-8531

多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所5階

多賀城市教育委員会事務局生涯学習課生涯学習係

電話 022-368-1141 (内線543)

F A X 022-309-2460

Eメール gakusyu@city.tagajo.miyagi.jp